

研究ノート

社会福祉士の実習資料はどのように活用できるか？

—病院での実習に向けた事前指導への示唆—

赤澤輝和

How to Better Utilize the Training Materials for Certified Social Workers
— Suggestions for Preliminary Guidance prior to Practical Training in Hospital —

Terukazu Akazawa

本研究の目的は、社会福祉士の実習資料を収集し、病院での実習に向けた事前指導への活用可能性を検討することである。対象となった資料は社会福祉士の規則上、および大学での運用上必要な22種類である。実習資料は、「実習前」、「実習中」、「実習後」の3カテゴリーに分類され、作成者としては実習生が最も多く、社会福祉士の実習事前指導の枠組みすべての項目で活用できる可能性が示された。特に実習ノートは活用可能性頻度も高く、個人情報の保護や秘密保持には委託契約書、誓約書が活用できる可能性が示唆された。実習資料を実習事前指導に活用する場合、個人情報や秘密保持に配慮した実習資料作成の重要性、および教育プログラムの開発を目的とした研究に使用することを計画している場合、包括同意の必要性が示唆された。

キーワード：社会福祉士、病院、実習事前指導

1. はじめに

2006年、社会福祉士の指定実習先に医療法に基づく病院が加えられた。それまでは、医療ソーシャルワーカーを目指す学生が自主的に任意実習として病院で実習を行っていた(吉田1989)。一方、任意実習時代とは異なり、一部の実習指導者からは社会福祉士の受験資格を得るために実習先の選択肢のひとつとして病院に配属された実習生に対する困難感が示されている(上山崎2012)。実際、指定実習先に追加された以降も病院では、医療ソーシャルワーカーの卒前教育という意識が高い(横山2014)。大学等の養成校において、実習前までの講義や相談援助演習では、ジェネリックな教育が行われているが、実習・実習指導では

実習先に応じたスペシフィックな教育が展開される(日本社会福祉士養成校協会2015)。そのため、社会福祉士の実習を病院で行うためには、実習事前指導が重要となる。

社会福祉士の実習事前指導については、厚生労働省「社会福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針」に基づき、実習指導の枠組みが示されている(日本社会福祉士養成校協会2015)。また、一部の地域では医療ソーシャルワーカーの職能団体と養成校が協力し、実習事前指導を含む実習マニュアルを作成している(北海道医療ソーシャルワーカー協会2014)。しかし、具体的な教育プログラムや教育プログラム開発を目的にした研究はない。実習教育への示唆を得るためには、エキス

パートオピニオンを対象とした質的研究（上山崎 2012）、学生を対象とした量的研究（田中 2007）など様々な方法が考えられるが、ファーストステップとして既存の資料をどのように活用できるか検討することは、実施可能性、費用対効果の観点から意義があると考えられる。

本研究の目的は、日本女子大学人間社会学部社会福祉学科（以下、本学）における社会福祉士の実習資料を収集し、病院での実習に向けた事前指導への活用可能性を検討することである。

2. 方法

(1) 対象資料

社会福祉士の実習を実施するにあたり、社会福祉士及び介護福祉士施行規則（以下、施行規則）上、および本学の運用上必要な資料のみを対象とした。理由は、本研究の一般化考えた場合、まず必要最低限の資料で検討することが重要と考えたからである。そのため、担当教員ごとに実習指導の中で用いられるリアクションペーパー、レポート、パワーポイント等の資料は個別性が高いため含めていない。対象資料は、本学の社会福祉援助技術現場実習指導の手引き、および社会福祉実習ノートをもとに、実習指導室助手の確認のもと収集した。

(2) 本学における社会福祉士の実習および実習指導

社会福祉士の相談援助実習は、社会福祉援助技術現場実習Ⅰ・Ⅱという科目名称で施行規則に基づき実施している。実習時間は180時間以上、2ヵ所分けて実習を行う場合は、そのうち1ヵ所は120時間以上としている。学生は、地域福祉、高齢福祉、障害福祉、児童福祉、そして医療福祉¹⁾の5分野に分かれて実習が行なわれている。

また、相談援助実習指導は、社会福祉援助技術

現場実習指導Ⅰ・Ⅱ・Ⅲという科目名称で開講している。実習指導は実習を行う分野ごとに行なわれる²⁾。実習事前指導にあたる科目は、社会福祉援助技術現場実習指導Ⅰ、および社会福祉援助技術現場実習指導Ⅱである³⁾。

(3) 分析

社会福祉士の実習資料について、名称、使用時期、作成者、内容をデータベース化した。実習資料は、使用時期ごとに分類し、内容は厚生労働省「社会福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針」（以下、厚労省指針）⁴⁾、および日本社会福祉士養成校協会「相談援助実習・実習指導ガイドラインおよび評価表」（以下、社養協ガイドライン）⁵⁾との関係の視点から整理した。

3. 結果

社会福祉士の実習資料は22種類であった。

(1) 社会福祉士の実習資料

実習資料は、「実習前」、「実習中」、「実習後」の3カテゴリーに分類され、「実習前」が最も多かった（73%）。作成者で最も多かったのは実習生（41%）であった（表1）。

(2) 厚生労働省「社会福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針」と日本社会福祉士養成校協会「相談援助実習・実習指導ガイドラインおよび評価表」との関係

実習事前指導に関する項目として、厚労省指針では8項目、社養協ガイドライン中項目では10項目あった。実習資料との関係を整理した結果、すべての項目と対応した（表2）。

表1 社会福祉士の実習資料

時期	資料名	作成者*	内容
実習前	①実習先報告票	指導教員	実習先の名称、実習指導者等の基本情報
	②社会福祉援助技術現場実習の受け入れについて(お願い)	実習指導室	実習のお願い、実習希望学生氏名、実習期間等
	③社会福祉援助技術現場実習内諾書	実習先	実習日程、実習指導者、提出書類等の実習条件
	④実習施設等承諾書	実習先	実習生受け入れ承諾書類
	⑤実習指導者に関する調査	実習指導者	実習指導者の業務内容、資格要件等
	⑥実習施設等の概要	実習先	設置主体、定員、主な設備等の実習先概要
	⑦社会福祉援助技術現場実習委託契約書	実習指導室・実習先	諸規則の遵守、秘密保持義務等の実習契約書類
	⑧社会福祉援助技術現場実習の受け入れについて(依頼)	実習指導室・学部長室	実習の依頼、実習生氏名、同封書類等
	⑨実習生個人紹介票	実習生	実習生の基本情報、実習の動機、学習課題
	⑩科目履修一覧	実習生	履修科目状況
	⑪誓約書	実習生	諸規則遵守、秘密保持等の誓約
	⑫実習生出勤簿	実習生・実習指導者	実習期間、実習合計時間、各日の実習時間と確認印
	⑬実習ノート(実習を通しての学習課題)**	実習生	オリエンテーションの内容を反映させた学習課題
	⑭実習ノート(実習計画)**	実習生	実習の目的、スケジュール等
	⑮実習ノート(オリエンテーションの内容)**	実習生	オリエンテーションの内容、実習の留意点等
	⑯実習ノート(実習施設・機関の概要)**	実習生	実習先の概要、地域の特色、利用者の特徴等
実習中	⑰実習ノート(実習記録)**	実習生・実習指導者	学習課題、実習記録、実習指導者コメント等
	⑱社会福祉援助技術現場実習帰校日・巡回指導記録	指導教員	学生の状況、指導内容等
実習後	⑲実習ノート(実習のまとめ)**	実習生・実習指導者	実習での学びの総括、今後の展望等
	⑳実習ノート(自己評価表)**	実習生	13項目を4段階で自己評価、自由記述
	㉑社会福祉援助技術現場実習票	実習指導者	実習期間、実習時間等の実習証明書類
	㉒実習評価表	実習指導者	12項目の5段階評価と所見、総合評価の自由記述

*実習先という記載は、実習先によって作成者が異なる資料

**実習ノートは項目ごとに1種類の資料とした

表2 厚生労働省「社会福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針」と日本社会福祉士養成校協会「相談援助実習・実習指導ガイドラインおよび評価表」との関係

厚生労働省	日本社会福祉士養成校協会	実習資料	
教育に含むべき事項	中項目	資料名*	事前指導への活用例
ア 相談援助実習と相談援助実習指導における個別指導および集団指導の意義	(1) 実習と実習指導において個別指導、集団指導それぞれの学習形態があることや、期待される学習内容について学ぶ (2) スーパービジョンの意義及び構造について学ぶ	②③⑦ ⑨⑩⑪ ⑬⑭⑮ ⑯⑰⑱ ⑲⑳㉑	・②③⑦⑨⑪を用いて実習の社会性について理解させる ・⑩を用いて講義、演習との関連を理解させる ・⑰の過年度分を用いて価値観や思考の多様性を理解させる ・⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑の過年度分を用いて実習の意義を理解させる ・⑰⑱⑲⑳㉑の過年度分を用いてスーパービジョンの必要性を理解させる
イ 実際に実習を行う実習分野（利用者理解を含む。）施設・事業者・機関・団体・地域社会等に関する基本的理解	(1) 実習前に、実習を行う分野・利用者について学ぶ (2) 実習機関・施設、地域等の援助課題、サービス提供の体制、関連機関等との連携のあり方を学ぶ	⑥⑨⑩ ⑬⑭⑮ ⑯⑰⑱ ㉒	・⑥を用いて実習先の概要を理解させる ・⑬⑭⑮⑯⑰⑱㉒の過年度分を用いて、事前学習に必要な要素を理解させる ・⑨⑯の過年度分を用いて実習先の特徴を理解させる ・⑩を用いて、講義や演習での学びとの関連を理解させる
ウ 実習先で行われる介護や保育等の関連業務に関する基本的な理解	(1) 実習機関・施設における関連職種の配置や業務について学ぶ	⑥⑨⑩ ⑬⑭⑮ ⑯⑰⑱ ㉒	・⑥を用いて実習先の概要を理解させる ・⑨⑬⑭⑮⑯⑰⑱㉒の過年度分を用いて、他職種の理解に必要な要素を抽出させる ・⑩を用いて、講義や演習での学びとの関連を理解させる
エ 現場体験学習及び見学実習（実際の介護サービスの理解や各種サービスの利用体験を含む。）	(1) 現場体験学習及び見学実習を通して、利用者への関わり等について体験する	⑯⑰	・⑯の過年度分を用いて事前学習の必要性を理解させる ・⑰の過年度分を用いてロールプレイで類似体験させる
オ 実習先で必要とされる相談援助に係る知識と技術に関する理解	(1) 実習先の相談援助で必要とされる知識と技術の活用方法について学ぶ	⑥⑨⑩ ⑬⑭⑮ ⑯⑰⑱ ⑲⑳㉑	・⑥を用いて実習先の概要を理解させる ・⑩を用いて、講義や演習での学びとの関連を理解させる ・⑨⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑の過年度分を用いて、実習に必要な知識と技術を理解させる
カ 実習における個人のプライバシーの保護と守秘義務等の理解（個人情報保護法の理解を含む。）	(1) 実習における個人のプライバシー保護と守秘義務の必要性について具体的に学ぶ	⑦⑪⑮ ⑰⑱⑳ ㉒	・⑦⑪を用いて、個人情報の保護と秘密保持の重要性を理解させる ・⑮の過年度分を用いて実習中の注意点を理解させる ・⑰⑱⑳の過年度分を用いて、記録作成の注意点を理解させる
キ 「実習記録／ノート」への記載内容及び記録方法に関する理解	(1) 「実習記録ノート」の活用意義と記録方法（「記録方法」には、文章の書き方、表現方法を含む）について学ぶ	⑮⑯⑰ ⑱⑲⑳ ㉒	・⑮⑯⑰⑱の過年度分を用いて実習ノートの構造を理解させる ・⑮⑯⑰⑱の過年度分を用いて実習ノートの書き方を理解させる ・⑰の過年度分を用いて実習ノートの作成の類似体験をさせる
ク 実習生、実習担当教員、実習先の実習指導者との三者協議を踏まえた実習計画の作成	(1) 相談援助実習の実習計画の作成方法について学ぶ	⑥⑨⑬ ⑭⑮⑯ ⑰⑱⑲ ㉑㉒	・⑨⑬⑭の過年度分を用いて実習計画の構成要素を理解させる ・⑥⑨⑬⑭⑮⑯⑰⑱の過年度分を用いて実習計画に必要な知識を理解させる ・⑱⑲㉑の過年度分を用いて実習生の特徴と実習傾向を説明する

*資料名：①実習先報告票、②社会福祉援助技術現場実習の受け入れについて（お願い）、③社会福祉援助技術現場実習内諾書、④実習施設等承諾書、⑤実習指導者に関する調書、⑥実習施設等の概要、⑦社会福祉援助技術現場実習委託契約書、⑧社会福祉援助技術現場実習の受け入れについて（依頼）、⑨実習生個人紹介票、⑩科目履修一覧、⑪誓約書、⑫実習生出勤簿、⑬実習ノート（実習を通しての学習課題）、⑭実習ノート（実習計画）、⑮実習ノート（オリエンテーションの内容）、⑯実習ノート（実習施設・機関の概要）、⑰実習ノート（実習記録）、⑱社会福祉援助技術現場実習帰校日・巡回指導記録、⑲実習ノート（実習のまとめ）、⑳実習ノート（自己評価表）、㉑社会福祉援助技術現場実習票、㉒実習評価表

(3) 社会福祉士の実習資料の活用可能性頻度

厚労省指針の8項目のうち、50%以上に活用可能性があった資料は9種類あった。また、活用可能性がない実習資料も6種類あった(表3)。

4. 考察

本研究では、本学の社会福祉士の実習資料を病院での実習に向けた事前指導へ活用できるかを検討し、2つの重要な知見を得た。

表3 社会福祉士の実習資料の活用可能性頻度

資料名	頻度*	%**
①実習先報告票	0	0
②社会福祉援助技術現場実習の受け入れについて(お願い)	1	12.5
③社会福祉援助技術現場実習内諾書	1	12.5
④実習施設等承諾書	0	0
⑤実習指導者に関する調書	0	0
⑥実習施設等の概要	3	37.5
⑦社会福祉援助技術現場実習委託契約書	2	25
⑧社会福祉援助技術現場実習の受け入れについて(依頼)	0	0
⑨実習生個人紹介票	4	50
⑩科目履修一覧	4	50
⑪誓約書	2	25
⑫実習生出勤簿	0	0
⑬実習ノート(実習を通しての学習課題)**	4	50
⑭実習ノート(実習計画)**	4	50
⑮実習ノート(オリエンテーションの内容)**	5	62.5
⑯実習ノート(実習施設・機関の概要)**	5	62.5
⑰実習ノート(実習記録)**	5	62.5
⑱社会福祉援助技術現場実習帰校日・巡回指導記録	2	25
⑲実習ノート(実習のまとめ)**	4	50
⑳実習ノート(自己評価表)**	2	25
㉑社会福祉援助技術現場実習票	0	0
㉒実習評価表	4	50

*資料活用可能性回数

**資料活用可能性回数/厚労省の内容項目数(8項目)

1点目は、実習資料は病院での実習に向けた事前指導へ活用できる可能性を明らかにしたことである。厚労省指針、および社養協ガイドラインのすべての項目において、複数の実習資料が事前指導に必要な内容に応用できる可能性が示唆された。特に、実習ノートは活用可能性頻度が高く、この結果は教育実習での知見からも支持される(高間 1998; 櫻井 2011)。したがって、実習事前指導の教育プログラムを開発していく際、実習ノートを活用していくことの重要性が示唆された。一方、実習資料の活用可能性が低い実習事前指導内容も示された。厚労省指針の「現場体験学習及び見学実習(実際の介護サービスの理解や各種サービスの利用体験等を含む。)」については、実体験を伴う実習事前指導であることから、活用可能な実習資料が少ないことが示された。しかしながら、体験学習や見学実習における事前学習においては実習資料が活用できると考える。

もう1つの重要な点は、個人情報の保護や秘密保持に関する実習事前指導において、社会福祉援助技術現場実習委託契約書(以下、委託契約書)や誓約書が活用できる可能性を明らかにした点である。個人情報保護や秘密保持は実習ルール(福山 2007)、リスクマネジメント上も重要である(日本医療社会事業協会 2006)。また、社会福祉士及び介護福祉士法、社会福祉士の倫理綱領の中でも明記されている(日本社会福祉士会 2005)。そのため、個人情報保護や秘密保持の必要性について具体的に学べる教育プログラムは重要である。これまで委託契約書は実習先と大学間で交わされる資料であり、誓約書は学生が署名、捺印する資料であった。今後は、これらの資料の中で記載してある個人情報や秘密保持とは何か、その範囲や意味、患者や家族、そして組織に与える影響について考える際の資料として活用できる可能性が示唆された。

本研究の限界として、本学のみの実習資料を対象としているため、他養成校でも適用できるかはわからない。また、実習資料の活用可能性を複数の研究者で検討していないため、分類の信頼性が低い可能性がある。しかし、これまで実習資料を実習事前指導に活用できるか検討した研究はないため、本研究には意義があると考えられる。また、今後の課題として、過去の実習ノートを実習事前指導に活用するためには、個人情報、秘密保持に配慮した資料の作成が重要となる。また、実習ノートを実習事前指導の教育プログラム開発を目的にした研究資料として使用する場合、実習教育とは異なる利用目的となる。しかし、実習、および実習指導の中で得られる資料は、研究のために得る資料ではなく実習教育の中で得られる資料である。そのため、社会福祉士の実習・実習指導の中で得られる資料を研究資料として活用できるよう包括同意について検討する必要がある（及川2014）。

5. おわりに

本学の社会福祉士の実習資料を病院での実習に向けた事前指導へ活用できるかを検討した。その結果、実習資料は事前指導へ活用できる可能性が明らかになった。特に実習ノートは活用可能性度も高く、個人情報の保護や秘密保持には委託契約書、誓約書が活用できる可能性が示唆された。

本結果から、実習資料を事前指導に活用する場合、個人情報や秘密保持に配慮した実習資料作成、および教育プログラムの開発を目的とした研究を行う際は包括同意を検討する必要性が示唆された。

謝辞

社会福祉士の実習で使用する資料を提供していただきました実習指導室の池田恵子様へ深謝いたします。

註

- 1) 医療福祉分野では、地域の中核病院（地域医療支援病院、二次救急指定病院等）での実習を基本としている。また、特定機能病院、小児、がん、リハビリテーション、療養型病院等の専門病院を加え、実習を2ヵ所に分けて行うこともある。実習先の配属は、学生の実習課題や居住地、教員からみた学習態度、実習先の特徴を総合的に考慮し、個別に調整している。2013年度から2016年度までの実習状況は、実習生17名、実習は17病院で延べ25回行われている。
- 2) 医療福祉分野の実習指導Ⅰの到達目標は、実習生としての基本的態度を習得し、実習計画を作成することである。また実習指導Ⅱでは、実習生に必要な価値・知識・技術を習得することを到達目標にしている。
- 3) 履修年次は、現在、実習年次の移行期間であり、実習指導Ⅰは2014年度入学生までは3年後期、2015年度入学生以降は2年後期となっている。また実習指導Ⅱは2014年度入学生までは4年前期、2015年度以降は3年前期である。
- 4) 厚生労働省（2011）「社会福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針」（<https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/hokkaido/faq/documents/02.pdf>, 2016.12.20）。
- 5) 日本社会福祉士養成校協会実習教育委員会（2013）「相談援助実習・実習指導ガイドラインおよび評価表」（http://www.jascs.jp/practicum/jisshu_guideline2015.pdf, 2016.12.20）。

文献

- 福山和女・米本秀仁編（2007）『社会福祉援助技術現場実習指導・現場実習』ミネルヴァ書房。
- 北海道医療ソーシャルワーカー協会編（2014）『保健医療機関における社会福祉実習—実践的実習マニュアル』

- アル』北海道医療ソーシャルワーカー協会.
- 上山崎悦代 (2012) 「医療機関におけるソーシャルワーク実習教育に関する一考察—実習指導者へのインタビューを通して」『日本福祉大学社会福祉論集』126, 181-194.
- 日本医療社会事業協会監修 (2008) 『新医療ソーシャルワーク実習—社会福祉士などの養成教育のために』川島書店.
- 日本社会福祉士会 (2005) 「社会福祉士の倫理綱領」日本社会福祉士会
- 日本社会福祉士養成校協会編 (2015) 『相談援助実習指導・現場実習教員テキスト第2版』中央法規.
- 及川正範・藤田みさお・赤林朗 (2014) 「包括同意の諸要件と倫理的背景—同意取得のあり方に関する一考察」『生命倫理』24 (1), 235-243.
- 櫻井眞治 (2011) 「教育実習に生きる事前指導の研究—学生の評価を基にした事前計画の立案と実践」『東京学芸大学教育実践研究支援センター紀要』7, 51-59.
- 高間智子・片平克弘 (1998) 「教育実習生の事前学習のためのCD-ROM教材の開発—中学校理科における実習記録をもとに」『日本科学教育学会研究会研究報告』12 (7), 7-12.
- 田中希世子 (2007) 「ソーシャルワーカー養成のための教育研究—医療領域で活躍するソーシャルワーカーを育てる」『福祉臨床学科紀要』4, 45-50.
- 横山豊治 (2014) 「医療ソーシャルワーカーの人材養成の現状と課題—日本医療ソーシャルワーク学会会員へのアンケート調査より」『医療ソーシャルワーク研究』4 (3), 43-51.
- 吉田雅子 (1989) 「病院におけるソーシャルワーク実習—現状と課題」『ソーシャルワーク研究』15 (1), 20-22.

